

令和8年度第1回 印西市都市計画審議会

印西市都市建設部都市計画課

令和8年6月15日

議案第1号

印西都市計画地区計画の決定について
印西牧の原東地区地区計画（案）

都市計画とは

都市計画とは

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画

○広域を対象とした計画

用途地域（市街化区域の用途や建築物の面積など）

高度地区（建築物の高さ制限）

都市計画道路（都市の骨格となる道路の位置など）

その他

○地区を対象とした計画

地区計画（地区の特性をいかしたまちづくり）

地区計画とは

地区計画は、一体的に整備及び保全を図るべき地区について、

- ①道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項
- ②建築物の形態・用途・敷地等に関する事項
- ③その他土地の利用の制限に関する事項

のうち地区の状況に応じて、必要なものを選択し、一つの計画として定め、この地区計画に沿って、開発行為、建築行為等を誘導・規制することにより、地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備及び保全を図ろうとする都市計画です。

地区計画の構成

○地区計画の目標

- ・どのような目標に向かって地区のまちづくりを進めるか定める

○地区計画の方針

- ・地区計画の目標を実現するための方針を定める
 - ①土地利用の方針
 - ②地区施設の整備の方針
 - ③建築物等の整備の方針 など

○地区整備計画

- ・地区のまちづくりの内容を具体的に定める
 - ①建築物等の用途の制限
 - ②建築物の敷地面積の最低限度
 - ③壁面の位置の制限 など

地区計画変更の概要

- （仮称）東の原義務教育学校の建設を可能とする
区域の設定
- 成田空港の機能強化に伴う就労人口の増加に対応
するための住宅確保
- 駅周辺、住宅地に隣接するデータセンター等の建設
を制限

地区計画変更の概要

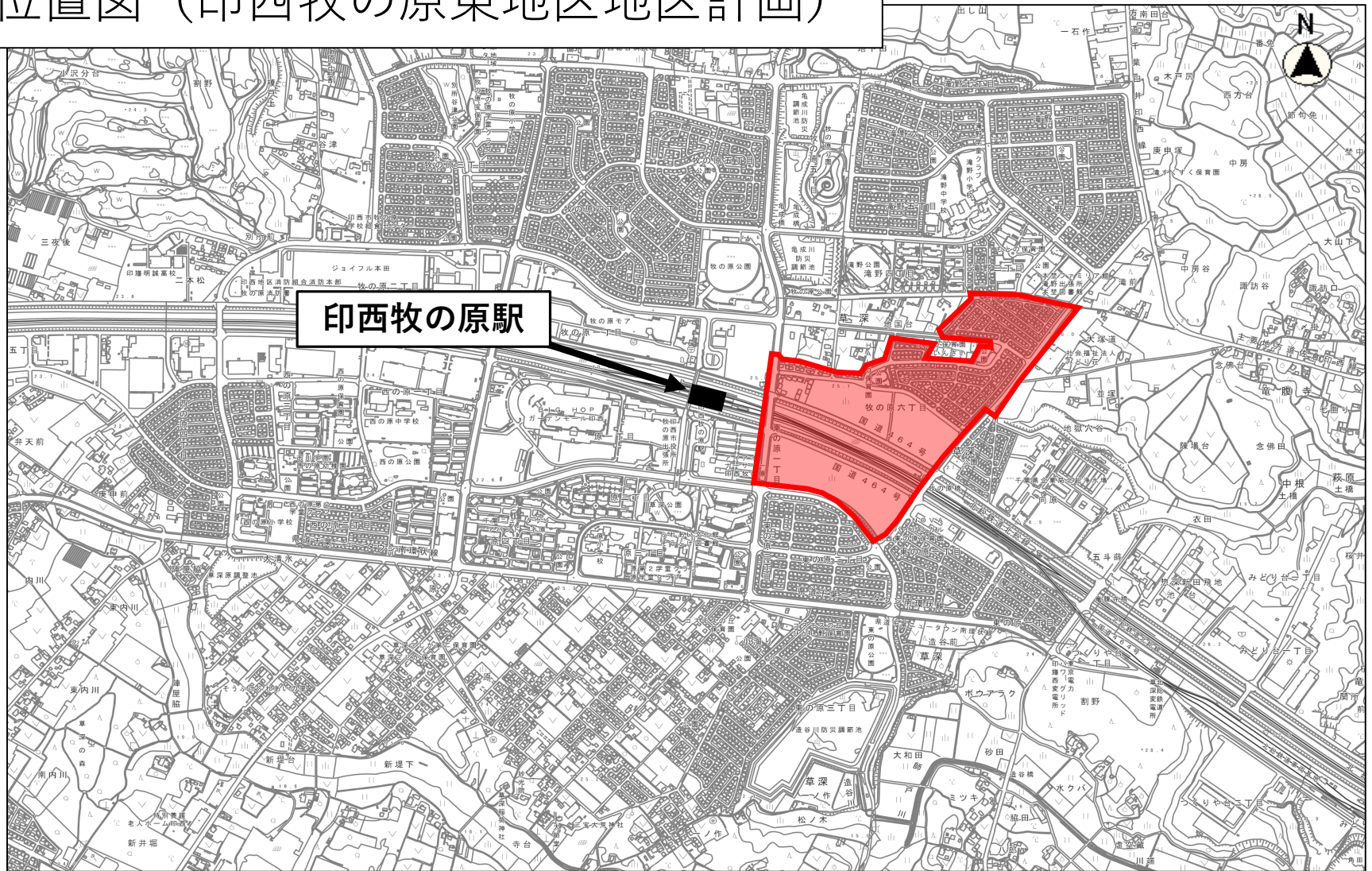
名称：印西牧の原東地区地区計画

位置：次頁の予定区域図参照

面積：約 32.4 ha

(うち地区計画を変更する面積約 19.3 ha)

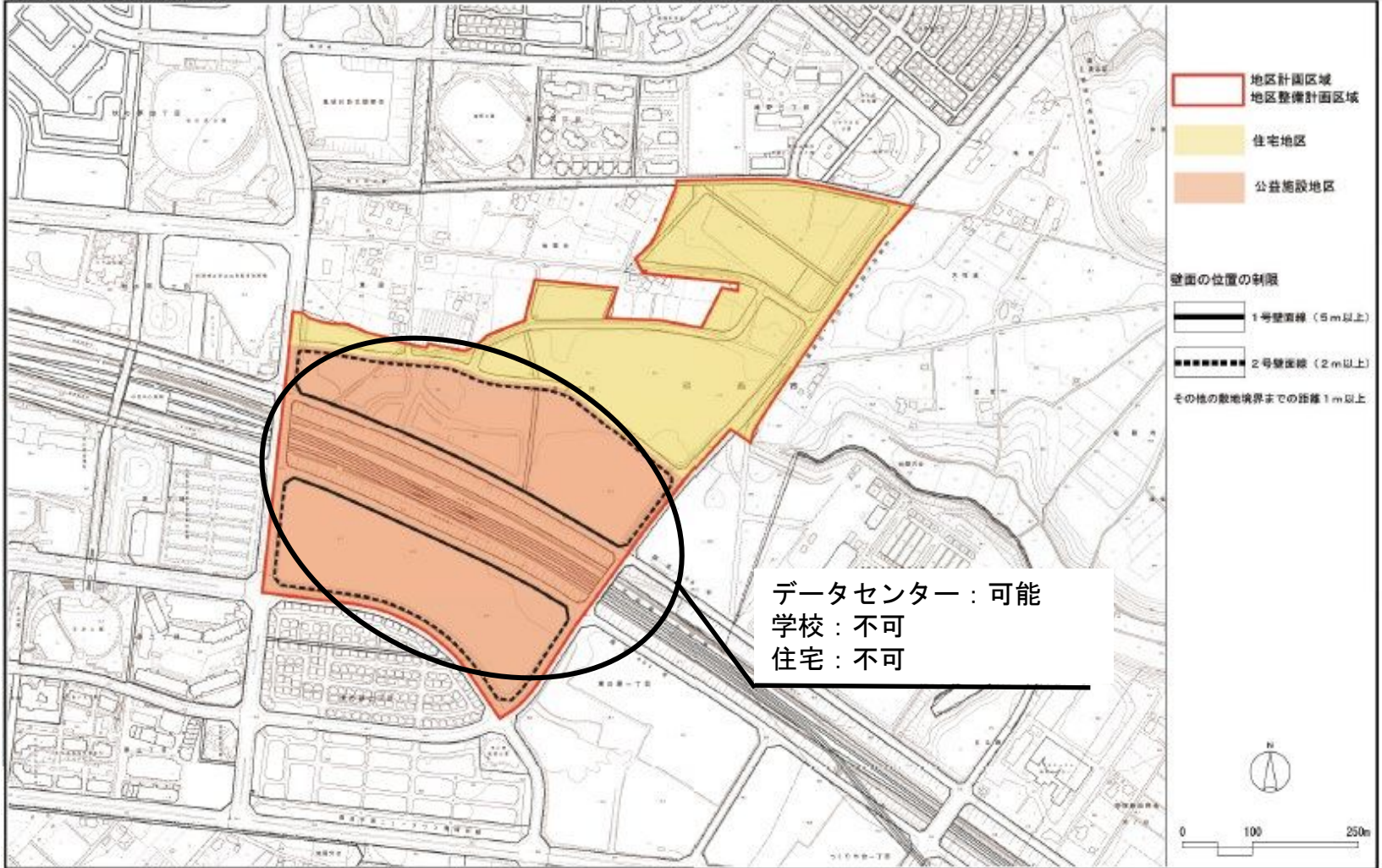
位置図（印西牧の原東地区地区計画）



印西牧の原東地区地区計画について

印西牧の原東地区地区計画

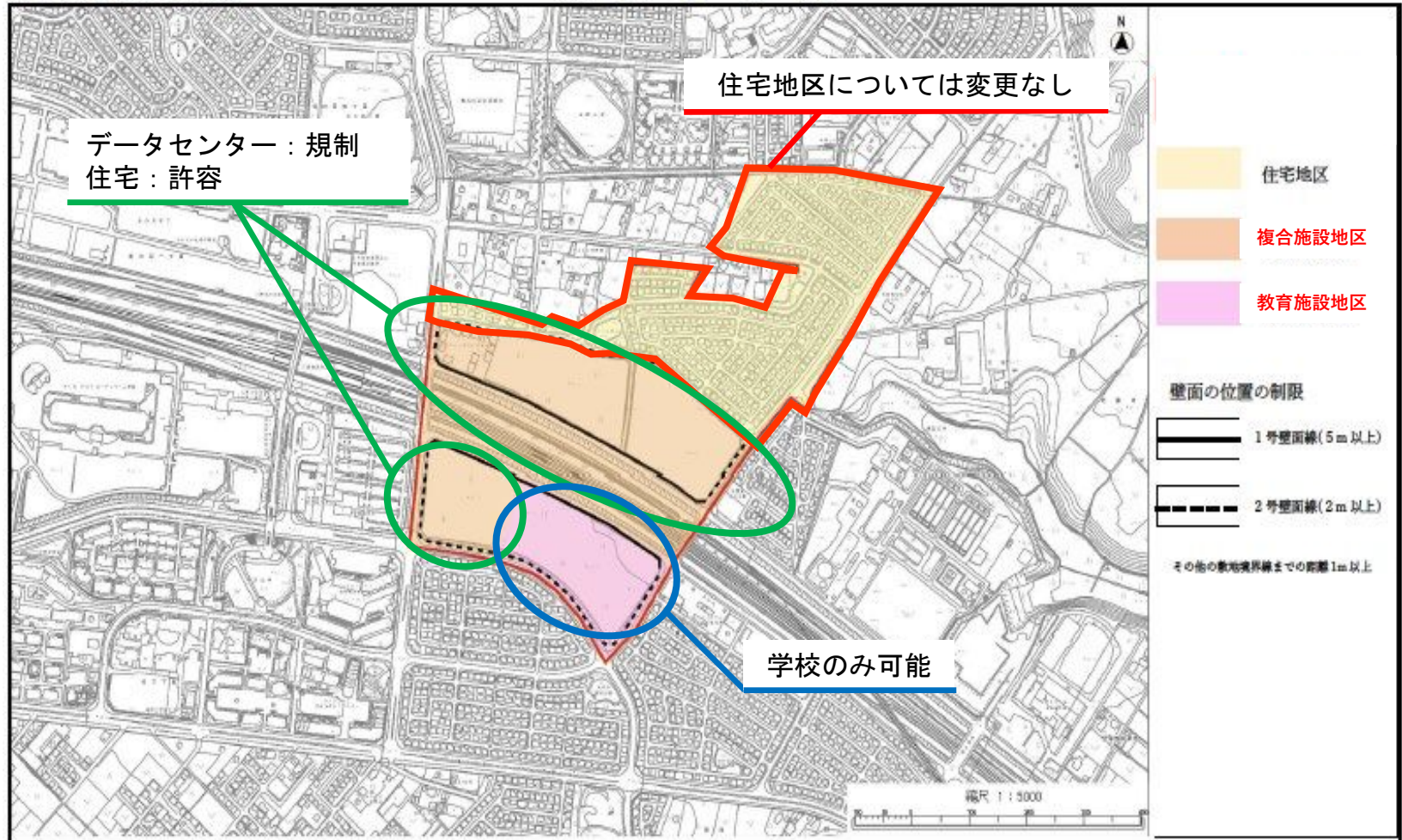
計画概要図



印西牧の原東地区地区計画について

印西牧の原東地区地区計画

計画概要図



新旧対照表（1枚目）

変更後

※赤字下線は変更箇所

u003c/divu003e

変更前

印西市計画地区計画の変更（印西市決定）

印西市計画地区計画の変更（印西市決定）

都市計画印西牧の原東地区地区計画を次のように変更する。

名称	印西牧の原東地区地区計画
位置	印西市草深字原及び字地国穴台、東の原一丁目、東の原二丁目、牧の原一丁目、牧の原六丁目、原一丁目及び滝野三丁目の各一部の区域
面積	約 32.4 ha
地区計画の目標	<p>印西市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都圏を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として②首都圏における広域連携拠点として③近郊レクリエーション拠点として④立地優位性と地域資源を生かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>印西牧の原駅圏は、住宅、業務施設、公益施設用地等で形成される区域で、今後の国際化、情報化社会にふさわしい『生活文化拠点都市』の形成を目指している。</p> <p>本地区は、印西牧の原駅の東方約200m、都市計画道路3・1・2号線の沿道に位置し、戸建住宅を主体とする住宅地区と幹線道路沿道の業務・公益施設を中心とした<u>複合施設地区及び教育施設地区</u>により良好な市街地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、地区の北側に戸建住宅を主体とする住宅地区を配置すると共に、主要幹線道路である都市計画道路3・1・2号線の沿道には業務の利便の増進と居住者の共同の福祉又は生活利便を向上させる業務・公益施設を中心とし、<u>調和した住宅地</u>から構成する<u>複合施設地区及び良好な教育環境を確保するための教育施設地区</u>を配置することにより、隣接居住環境と調和を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を以下のとおり定める。</p> <p>■土地利用の方針 本地区の土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地区は、戸建住宅を主体とした良好な居住環境と魅力的な街並みの形成を図る。 <u>複合施設地区は、都市計画道路3・1・2号線の沿道という立地条件を活用し、交通関連施設や周辺居住者の共同の福祉又は生活利便のため必要な施設等の立地誘導を図ると共に、隣接する居住環境と調和する市街地の形成を図る。</u> <u>教育施設地区は、児童、生徒たちの利便性と安全性に配慮して教育施設を配置し、教育環境の充実を図る。</u> <p>■地区施設の整備の方針 道路は地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地は、周辺居住者の生活に快適さとするおいを持たせる良好な公共空地を確保するよう機能的に計画及び配置し、整備された公園等については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 <p>■建築物の整備の方針 地区計画の目標を踏まえ、住宅地区は良好な居住環境の形成及び周辺都市環境との調和を図るため、<u>複合施設地区は、隣接居住環境と調和する良好な市街地を形成すると共に、魅力的な幹線道路沿道の都市景観を創造するため、また、教育施設地区は隣接居住環境との調和を考慮するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</u></p>

都市計画印西牧の原東地区地区計画を次のように変更する。

名称	印西牧の原東地区地区計画
位置	印西市草深字原及び字地国穴台、東の原一丁目、東の原二丁目、牧の原一丁目、牧の原六丁目、原一丁目及び滝野三丁目の各一部の区域
面積	約 32.4 ha
地区計画の目標	<p>印西市計画区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に位置し、首都圏を中心とする過密地域からの人口流入に適切に対処し、良好な宅地を大量に供給する目的で、千葉県及び独立行政法人都市再生機構の共同施行による新住宅市街地開発事業（以下「新住事業」という。）により、千葉ニュータウンの開発が進められてきたが、平成25年度末をもって事業完了を迎えた。また、成田・千葉ニュータウン業務核都市としての整備が進められ、業務等諸機能の立地促進が図られたことにより、①北総地域の拠点都市及び首都圏における良好な宅地供給地として②首都圏における広域連携拠点として③近郊レクリエーション拠点として④立地優位性と地域資源を生かした拠点としての役割を担うことを目指している。</p> <p>印西牧の原駅圏は、住宅、業務施設、公益施設用地等で形成される区域で、今後の国際化、情報化社会にふさわしい『生活文化拠点都市』の形成を目指している。</p> <p>本地区は、印西牧の原駅の東方約200m、都市計画道路3・1・2号線の沿道に位置し、戸建住宅を主体とする住宅地区と幹線道路沿道の業務・公益施設を中心とした<u>公益施設地区</u>により良好な市街地の形成を目指す。</p> <p>本地区計画は、新住事業の事業効果を維持増進させていくと共に、適正かつ合理的な土地利用等の誘導、規制を図り、良好な都市環境と魅力的な街並みの形成を目標とする。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>本地区は、地区の北側に戸建住宅を主体とする住宅地区を配置すると共に、主要幹線道路である都市計画道路3・1・2号線の沿道には業務の利便の増進と居住者の共同の福祉又は生活利便を向上させる業務・公益施設から構成する<u>公益施設地区</u>を配置することにより、隣接居住環境と調和を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を以下のとおり定める。</p> <p>■土地利用の方針 本地区の土地利用の方針を以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅地区は、戸建住宅を主体とした良好な居住環境と魅力的な街並みの形成を図る。 <u>公益施設地区は、都市計画道路3・1・2号線の沿道という立地条件を活用し、交通関連施設や周辺居住者の共同の福祉又は生活利便のため必要な施設等の立地誘導を図ると共に、隣接する居住環境と調和する業務市街地の形成を図る。</u> <p>■地区施設の整備の方針 道路は地区全体の適正かつ合理的な土地利用に資するものとし、各機能・性格に応じ適正に計画及び配置するものとする。また、整備された道路については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地は、周辺居住者の生活に快適さとするおいを持たせる良好な公共空地を確保するよう機能的に計画及び配置し、整備された公園等については、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 <p>■建築物の整備の方針 地区計画の目標を踏まえ、住宅地区は良好な居住環境の形成及び周辺都市環境との調和を図るため、<u>公益施設地区は、隣接居住環境と調和する良好な業務市街地を形成すると共に、魅力的な幹線道路沿道の都市景観を創造するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を定める。</u></p>

新旧対照表 (2枚目)

		変更後		※赤字下線は変更箇所				変更前	
地区整備計画書		住宅地区		住宅地区		地区整備計画書		住宅地区	
地区整備計画に関する事項	地区の区分	地区の面積	約13.1ha	地区の区分	地区の面積	約12.2ha	地区の区分	地区の面積	約12.2ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が2戸のものを除く。) (2) 建基法別表第2(イ)項第3号に掲げる寄宿舎又は下宿 (3) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園は除く。) (4) 建基法別表第2(イ)項第7号に掲げる公衆浴場		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が2戸のものを除く。) (2) 建基法別表第2(イ)項第3号に掲げる寄宿舎又は下宿 (3) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園は除く。) (4) 建基法別表第2(イ)項第7号に掲げる公衆浴場		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が2戸のものを除く。) (2) 建基法別表第2(イ)項第3号に掲げる寄宿舎又は下宿 (3) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園は除く。) (4) 建基法別表第2(イ)項第7号に掲げる公衆浴場		次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋又は建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が2戸のものを除く。) (2) 建基法別表第2(イ)項第3号に掲げる寄宿舎又は下宿 (3) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園は除く。) (4) 建基法別表第2(イ)項第7号に掲げる公衆浴場	
	建築物の敷地面積の最低限度	170㎡	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。	170㎡	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。	170㎡	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。	170㎡	ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、バルコニー及び外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 自動車車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、バルコニー及び外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 自動車車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、バルコニー及び外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 自動車車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、バルコニー及び外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの ウ. 自動車車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内のもの	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の屋根、外壁その他外から望みされる部分の色は、周辺環境へ配慮した中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。		建築物等の屋根、外壁その他外から望みされる部分の色は、周辺環境へ配慮した中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。		建築物等の屋根、外壁その他外から望みされる部分の色は、周辺環境へ配慮した中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。		建築物等の屋根、外壁その他外から望みされる部分の色は、周辺環境へ配慮した中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。	
	垣又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上半分以上を開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱及び高さが1m以下のものについては、この限りでない。		道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上半分以上を開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱及び高さが1m以下のものについては、この限りでない。		道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上半分以上を開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱及び高さが1m以下のものについては、この限りでない。		道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上半分以上を開放性のあるフェンス等とする。ただし、門扉、門柱及び高さが1m以下のものについては、この限りでない。	

新旧対照表（3枚目）

変更後

※赤字下線は変更箇所

地区整備計画する事項	地区の区分	地区の名称 複合施設地区
	地区の面積	約1 <u>5.9</u> ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園を除く。) (2) 建基法別表第2(ハ)項第2号に掲げる建築物 (3) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (4) 建基法別表第2(ニ)項第5号に掲げる自動車教習所 (5) 建基法別表第2(ロ)項第6号に掲げる畜舎 (6) 建基法別表第2(ホ)項第2号に掲げる建築物(ゲームセンターを除く。) (7) 事務所(データセンターの用に供するものに限る。)
	建築物の敷地面積の最低限度	170㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したのものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。 (1) 1号壁面線においては、5m以上とする。 (2) 2号壁面線においては、2m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 電気施設、空調施設、給排水施設その他これらに類するもので、床面積の合計が5㎡以内のとき ウ. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。 広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により地区の美観風致を損ねるものは避ける。	
垣又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。	

変更前

地区整備計画する事項	地区の区分	地区の名称 公益施設地区
	地区の面積	約2 <u>0.2</u> ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) <u>戸建住宅及び長屋</u> (2) <u>戸建住宅及び長屋で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</u> (3) <u>建基法別表第2(イ)項第3号に掲げる共同住宅、寄宿舎又は下宿</u> (4) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園を除く。) (5) 建基法別表第2(ハ)項第2号に掲げる建築物 (6) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (7) 建基法別表第2(ニ)項第5号に掲げる自動車教習所 (8) 建基法別表第2(ロ)項第6号に掲げる畜舎 (9) 建基法別表第2(ホ)項第2号に掲げる建築物(ゲームセンターを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	400㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したのものについては、この限りでない。
	壁面の位置の制限	計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。 (1) 1号壁面線においては、5m以上とする。 (2) 2号壁面線においては、2m以上とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア. 出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ. 電気施設、空調施設、給排水施設その他これらに類するもので、床面積の合計が5㎡以内のとき ウ. 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。 広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地内に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により地区の美観風致を損ねるものは避ける。	
垣又はさくの構造の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。	

新旧対照表（4枚目）

変更後

※赤字下線は変更箇所

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	地区の 名称 地区の 面積	教育施設地区
		建築物等の用途の 制限	約3.4ha 次に掲げる建築物又はこれに附属する建築物以外は建築してはならない。 <u>(1) 建基法別表第2(イ)項第4号に掲げる学校(幼稚園を除く。)</u> <u>(2) 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの</u>
		建築物の敷地面積 の最低限度	1,000㎡ ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。
		壁面の位置の制限	計画図に表示する道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、次に掲げるとおりとする。 また、特に表示のない敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの後退距離は、1m以上とする。 <u>(1) 1号壁面線においては、5m以上とする。</u> <u>(2) 2号壁面線においては、2m以上とする。</u> ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア、出窓、柱のあるポーチその他これらに類するもの イ、電気施設、空調施設、給排水施設その他これらに類するもので、床面積の合計が5㎡以内のとき ウ、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの
		建築物等の形態 又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁等の色は、周辺環境へ配慮した色調の中間色を基調とし、彩度及び明度の高い色彩、蛍光色等の使用並びに刺激的な装飾及びデザインを避ける。 広告・看板類は、自己の用に供し、かつ、構造の全てを敷地面に収めたものに限り設置出来るものとする。ただし、彩度・明度の高い色彩及び蛍光色、刺激的な装飾及びデザイン、直接照明、露出したネオン管、点滅光源等の使用により地区の美観風致を損ねるものは避ける。
		垣又はさくの構造 の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは原則として生垣とする。生垣以外とする場合は、安全に配慮した構造のもので、地盤面からの高さは2m以下とし、その上部半分以上を開放性のあるフェンス等を使用するとともに、道路境界線と垣又はさくの間に植樹帯等を設け、緑化に努めるものとする。なお、植樹帯等は高さ、間隔に配慮し開放性を確保すること。

公益施設地区を分割、
その一部を左記「教育施設地区」
として変更する。

「計画区域、地区整備計画区域、地区の区分及び壁面の位置の制限」は、計画図(地区整備計画図、地区区分含む)表示のとおり。
理由 本地域における教育環境の充実を図るとともに、未利用地の活用など適正な土地利用を推進することで、将来にわたり良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成するため、本地区計画を変更する。

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分」は、計画図(地区整備計画図、地区区分含む)表示のとおり。
理由 新住吉市街地開発事業の事業完了に伴い、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来にわたり良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成するため、本地区計画を変更する。

地区計画の変更スケジュール

地権者・住民説明会

令和8年2月1日（15名出席）

千葉県との事前協議

令和8年2月18日提出
令和8年3月30日回答

原案の縦覧

令和8年4月14日～令和8年4月28日
（意見書の提出なし）

案の縦覧

令和8年5月14日～令和8年5月28日
（意見書の提出なし）

印西市都市計画審議会

令和8年6月15日（本日）

千葉県との法定協議

令和8年7月上旬～令和8年7月下旬

地区計画の変更の告示

令和8年8月上旬